

第 36 号議案

中野区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 29 年 6 月 1 日

提出者 中野区長 田 中 大 輔

(提案理由)

育児休業の再度の取得ができる特別の事情を定める規定等を改める必要がある。

中野区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

中野区職員の育児休業等に関する条例（平成４年中野区条例第１号）の一部を次のように改正する。

第３条第６号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第３９条第１項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第２条第６項に規定する認定こども園又は児童福祉法第２４条第２項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第４条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第８条第７号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。